現行の歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 における行為制限について

1 歴史的風土保存区域

歴史的風土保存区域(歴史的風土特別保存地区を除く。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ府県知事(政令市においては市長。以下同じ。)への届け出が必要となっている。

- 1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 3) 木竹の伐採
- 4) 土石の類の採取
- 5) 歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの(水面の埋立て又は干拓)

2 歴史的風土特別保存地区

歴史的風土特別保存地区内においては、次に掲げる行為をしようとする者は、府県知事の許可が必要となっており、府県知事は違反した者に対し聴聞を行った後、原状回復等を命じることができることとされている。

- 1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 3) 木竹の伐採
- 4) 土石の類の採取
- 5) 歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの(水面の埋立て又は干拓)
- 6) 建築物その他の工作物の色彩の変更
- 7) 屋外広告物の表示又は掲出

また、許可の基準は、政令で詳細に定められており、現状維持的な内容となっている。

なお、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として、届出及び許可申請を要しない行為は別表のとおり。

歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区における届出及び許可を要しない行為について

項目	歴史的風土保存区域において届出を要しない行為	歴史的風土特別保存地区に許可申請を要しない行為
1)建築物その他の工作物の新築・改築又 は増築	建築物の新築・改築又は増築 イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築 ロ 建築物の改築又は増築で、その改築又は増築に係る部 分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ五メートル及び十 平方メートル以下であるもの	
	建築物以外の工作物 イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築 ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築 ハ 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築 ・ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台 ・ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線糸(その支持物を含む。)又は鉄道若しくは軌道の線路敷地内の運転保安のための工作物(新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。) ニ その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートル以下であるもの	イ 特別保存地区内において行なう工事に必要な仮設の工作物の新築、改築又は増築 口 第六号の屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築 八 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築 二 その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の高さが一・五メートル以下であるもの
2)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、 高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴 わないもの ロ 地下における土地の形質の変更	面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが ー・五メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わな いもの
3)木竹の伐採	イ 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採ニ 仮植した木竹の伐採ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えないものの伐採へ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	(同左)
4)土石の類の採取	イ 当該土石の類の採取による地形の変更が第三号イの土地の形質の変更と同程度のものロ 地下における土石の類の採取	土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第二号の 土地の形質の変更と同程度のもの
5)水面の埋立て又は干拓	面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓	面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
6)建築物その他の工作物の色彩の変更	-	建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

項目	歴史的風土保存区域において届出を要しない行為	歴史的風土特別保存地区に許可申請を要しない行為
7)屋外広告物の表示又は掲出 8)その他の行為		イ 地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物 ロ 冠婚葬祭又は祭礼等のために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物 ハ 日常生活のために必要な屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物 イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行
	う行為ではいる。ただし、次に掲げる行為を除く。・建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。・建築物の新築、改築又は増築・高さが五メートルを超える木竹の伐採 ハ、農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。・建築物の新築、改築又は増築・用排水路を除く。・理築物の新築、改築工メートルを超える農道若しくは林道の設置・宅地の造成又は土地の開墾・森林の皆伐・水面の埋立て又は干拓ニーのの規定によるが園及び公園施設の設置及び管理に係る行る規定による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係るの規定によるが開送して行う行為による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行として行う行為へがあれたとして行う行為へがお計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為トに規定する施設の整備のために行う行為	は